

守りましょう!

自転車の基本的な交通ルール

自転車安全利用5則

自転車ものれば車のなかまいり

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先*



※次の場合は例外です(自転車が歩道を通行することができます)

- ①13歳未満または70歳以上の方もしくは身体の不自由な方が普通自転車を運転するとき
- ②歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識があるとき
- ③車道や交通の状況に照らして、安全を確保するために普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき



2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



自転車の交通違反に青切符が導入されました!

16歳以上の自転車利用者に対し、信号無視や「ながらスマホ」などの交通違反に対する交通反則通告制度(青切符)が導入されました。この制度により、対象となる違反行為に対して反則金が科されるようになりました。



ながらスマホ：1万2千円
信号無視：6千円

※酒酔い運転や酒気帯び運転はより悪質な交通違反として交通切符(赤切符)での取締り対象になります。

3. 夜間はライトを点灯



4. 飲酒運転は禁止

お酒を飲んで運転することは、犯罪です。
自動車の場合と同じく
飲酒をした後に自転車を
運転しては
いけません。



5. ヘルメットを着用

大人もみんなで
かぶりましょう!



自転車マナーアップ 強化月間 九都県市一斉

2026年 5月1日(金)-5月31日(日)

自転車に乗る前に自転車の点検整備をしましょう!自転車保険等への加入も忘れずに!(各種保険等の特約で加入できる場合もあります。)

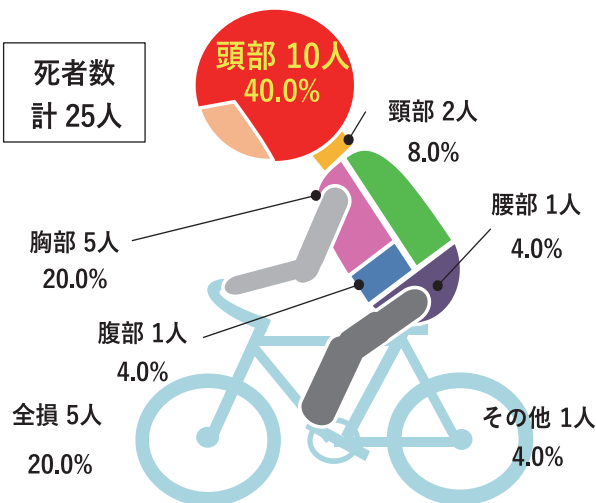
首都圏自転車安全利用対策協議会 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市

自転車、安全利用していますか？

ヘルメットを着用しましょう

- 全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。
- 死亡事故の原因で最も多いのは"頭部"を負傷したことによるものです。
- 特に子供や高齢者には家庭で着用を呼び掛けましょう。

自転車事故死者の主損傷部位（令和7年中）



※埼玉県警察提供



自転車保険に必ず加入しましょう

高額賠償事例が発生しています

自転車は乗り方を誤ると凶器になります。事故は起こさないことが一番ですが、万が一に備え自転車保険に加入しましょう。

埼玉県では条例により

自転車損害保険等への加入が義務となっています。

「入ってるよね？自転車保険」
動画公開中!!



確認しましょう

ご自身やご家族が加入している**自動車任意保険などの特約**で、自転車事故を補償できるものもあります。詳しくは、埼玉県ホームページ、各損害保険会社や保険代理店、自転車安全整備店等にご確認ください。



【コバトン】

【さいたまっち】

埼玉県統一行動日 2026年5月10日(日)

毎月10日は自転車安全利用の日

自転車マナーアップ強化月間 埼玉県

 検索